

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 3 年 3 月 2 9 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により本件処分の違法性、不当性を主張している。

- (1) 処分庁は、請求人に無断で請求人の住宅扶助に係る情報を取得しており、このことは、憲法 1 3 条、個人情報保護法 2 3 条 1 項、地方公務員法 3 2 条及び 3 3 条に違反する。
- (2) 保護基準引き下げに伴う本件処分によって、健康で文化的な最低限度の生活（憲法 2 5 条）を下回る生活を余儀なくされた。よって本件処分は憲法 2 5 条、法 1 条、3 条に違反する。

法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできないものを補う程度において行うものとする

る」とし、同条2項は、保護基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」と定めている。

しかし、今回の基準引き下げは、上記事情を考慮せず、かえって生活保護費全体の削減という至上命題のもと、同条2項の規定とは、かけ離れた統計データの恣意的抽出ないし分析を行ったものであり、失当である。

厚生労働大臣の裁量を逸脱した基準引き下げ告示による本件処分は、法1条、3条及び法8条1項、2項に違反する。

また、違法な告示に基づいて行われた本件処分は、保護を不利益に変更する「正当な理由」がないのであるから、法56条にも違反する。

したがって、本件処分は、取り消されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 2月 21日	諮問
令和 4年 3月 22日	審議（第65回第2部会）
令和 4年 5月 27日	審議（第66回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結

果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。なお、同条は、1 項 1 号に「生活扶助」、3 号に「住宅扶助」を掲げている。
- (2) 法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 本件処分の検討

- (1) 本件処分の適否について、以下に検討する。

冬季加算について、保護基準によれば、保護基準の別表第 1 の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇区内に居住する 1 人世帯の場合、11 月から 3 月までの期間において、1 月当たり 2,630 円の冬季加算額を計上することとされている（保護基準別表第 1・第 1 章・1・(1)・ア「1 級地」・(ア)「1 級地－1」・第 2 類の表・地区別冬季加算額・「VI 区」（東京都は、同(2)・イの表により、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「VI 区」の区分とされている。））。

したがって、処分庁は、保護基準に則り、本件処分により、令和 3 年 4 月 1 日以降の請求人に対する保護の実施において、同年 3 月まで計上されていた冬季加算 2,630 円について、これを

削除したものと認められる。

そして、処分庁は、この変更を通知するために本件処分通知書に「冬季加算の削除による。」との理由を記載して、請求人に対し、本件処分通知書を送付したものと認められる。

以上により、処分庁は、本件処分により、請求人に対する保護の変更を行ったものであり、その判断は法及び保護基準の定めに従ったものであると認められ、この点に違法又は不当な点は認められない。

- (2) ところで、本件処分通知書には、「保護を変更した理由」について、本件処分の理由記載に加えて、「基準改定等による。」と記載した部分がある。

これは、保護基準について、本件改定（令和3年4月1日から適用される。）がなされたことにより、処分庁が管内の被保護世帯宛てに発行した同日を変更年月日とする保護に係る処分通知書には、一般的に記載されているものと推測される。しかしながら、本件処分に関する限りは、本件改定を原因として、請求人が受けている保護に何ら変更はないことが認められる。

したがって、当該記載は、本件処分の理由として必要なものとはいえないが、保護の実施機関として、広く被保護世帯に対して、新たに保護基準の改定があった旨を通知しようとした趣旨は理解することができ、あながち違法・不当なものともまでいうことはできない。

3 請求人の主張（第3）について

- (1) 請求人は、本件処分に取り消すべき理由があるとして、上記第3・(1)のように主張する。

しかしながら、住宅扶助の認定変更については、令和2年3月27日付けの保護変更決定において行ったものであり、本件処分では、住宅扶助の変更がないことが認められる。

そうすると、請求人の主張は本件処分とは直接関係するもので

はなく、審査請求の理由としては失当である。

- (2) また、請求人は、本件処分に取り消すべき理由があるとして、上記第3・(2)のようにも主張する。

請求人の主張は、保護基準における本件改定は、生活保護費全体の削減を目的として、厚生労働大臣の裁量を逸脱して不適切に行われた違法なものであるから、本件改定に則って行った本件処分は、憲法25条及び法の規定に違反したものであるというものである。しかしながら、本件処分における保護の変更は、冬季加算をなすべき期間の終了を原因とするものであって、この点に基づいて変更を行うべきことについては、保護基準の本件改定の内容による影響は何ら受けないものであると認められる（上記2(2)）。したがって、請求人の主張は、本件処分の取消理由としては的を射ないものであって、採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来